

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2020年4月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう中小企業者への支援制度
ー資金繰り支援を中心とした解説ー



2

通常清算手続をご存知ですか ～会社清算の原則形態のご紹介～



3

担保設定を受けることはできたが・・・
～和歌山地裁令和元年5月15日判決にみる危機時期における担保設定による否認リスクについて～



新型コロナウイルス感染症に立ち向かう中小企業者への支援制度 ー資金繰り支援を中心とした解説ー

松永 崇
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら



第1 新型コロナの企業活動への影響について

本ニュースレターの3月号(以下「3月号」といいます。)にて、新型コロナウイルス感染症(COVID-19。以下「新型コロナ」といいます。)により企業活動に影響を受けた企業への支援策としてどのような制度があるか、概要ご説明いたしました。

その後も、新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業への支援として、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業者」といいます。)への資金繰り支援等を中心に、刻々と新たな支援策が発表されておりますので、本稿では、本稿の脱稿

時点(令和2年4月12日)までにどのようなアップデートがあったのかを中心に、概要をご説明いたします。

なお、新型コロナにより企業活動に影響を受けた企業に対しては、他にも多くの支援策(例えば雇用調整助成金等の休業補償等)がありますが、本稿では資金繰り支援を中心にご説明します。

第2 中小企業者への信用保証制度

民間金融機関による信用保証付融資

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

セーフティネット保証4号・5号 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。	危機関連保証 セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。
--	---

一般保証枠 (2.8億円) + SN保証枠 (2.8億円) + 危機関連保証枠 (2.8億円)

信用保証付融資における保証料・利子減免
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(令和2年4月8日10:00時点版)」7頁)

1 セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは、信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証する資金繰り支援制度です。なお、あくまでも信用保証限度額を別枠化する制度であり、直接的に資金を調達できるものではありません。

このうち、セーフティネット保証4号は、全国・全業種を対象とする保証(限度額は最大2.8億円)であり、セーフティネット保証5号は、特に重大な影響が生じている業種についての保証です。詳細については、3月号をご参照ください⁰。

なお、3月号の時点では、1年間以上事業を継続し、新型コ

0: 事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)

コロナの影響を受け売上高が前年同月に比して一定程度減少している中小企業者のみが、セーフティネット保証4号・5号の認定対象となっていました。その後認定基準の運用が緩和され、①業歴3か月以上1年1か月未満の事業者及び②前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年比較では認定が困難な事業者についても、最近1か月の売上高等と最近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較する等により、認定を受けられるようになりました¹。

また、セーフティネット保証5号について、3月号の時点では、指定業種は旅行業、宿泊業、飲食業等に限定されていましたが、その後指定業種の見直しが行われ、令和2年度第1四半期(令和2年4月1日～同年6月30日)の対象業種として587業種²まで拡大され、更に151業種³が追加で指定されています。

2 危機関連保証制度

危機関連保証とは、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための制度です。今般の新型コロナにより、全国の中小企業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種の中小企業者を対象に、危機関連保証が発動され、信用保証協会による更なる保証枠が設定されています⁴。

<対象となる中小企業者>

1: <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

2: 具体的な指定業種はこちら(<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008-2.pdf>)

3: 具体的な追加指定業種はこちら(<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408003/20200408003-2.pdf>)

4: https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-1.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

次のいずれにも該当する中小企業者が措置の対象となります。

- ① 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている
- ② 新型コロナに起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、②その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる

<内容>

上記要件を満たした者(なお、売上高等の減少について市区町村において認定を受けることが必要)のうち、信用保証協会及び借入れを行う金融機関による審査を経た中小企業者について、信用保証協会が、通常の保証限度額(2億8000万円)及びセーフティネット保証限度額(2億8000万円)とは別枠で、借入債務(経営安定資金目的に限る。)(限度額は最大2億8000万円。)の100%を保証します。

3 特別利子補給制度

上記1又は2により信用保証付き融資を受けた中小企業者に対し、保証料の補助・利子の補給をする制度です。なお、令和2年度の補正予算の成立が前提となっており、詳細については今後決定されます。

<対象となる中小企業者及び支援内容>

上記1又は2により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす者

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る):売上高等前年同月比5%以上減少
- ② 小・中規模事業者(上記①を除く):売上高等前年同月比

5%以上減少、又は売上高等前年同月比15%以上減少

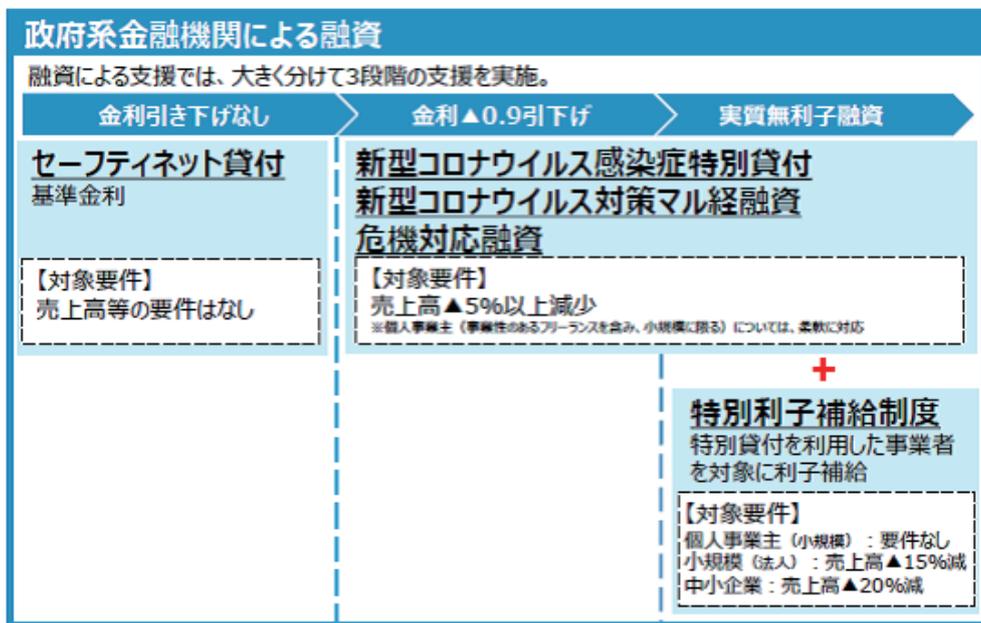
<内容>

上記①の個人事業主については、保証料及び利子について、全額補助・補給を受けることができ、上記②の小・中規模事業者のうち、売上高等前年同月比5%以上減少の場合は、保証料の1/2の補助を、売上高前年同月比15%以上減少の場合は、保証料及び利子の全額について補助・補給を受ける

ことができます。ただし、利子補給を受けられるのは、借入後3年間であり、その後は所定の利子の支払が必要になります。

また、信用保証付きの既存融資も、要件を満たせば、上記の実質的無利子融資への借換えを受けられる可能性があります。

第3 中小企業者向けの融資制度（一般）



(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和2年4月8日10:00時点版）」7頁)

1 日本公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付⁵

新型コロナウイルス感染症特別貸付とは、新型コロナによる影響を受け業況が悪化した中小企業者（事業性のあるフリーランスを含む。）に対する、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「日本公庫等」といいます。）による融資枠別枠の制度です。なお、後記4の特別利子補給制度を併用することで、3年間については無利子で融資を受けることができます。

5: https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

<対象となる中小企業者>

新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

- ① 最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - (i) 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(ii) 令和元年12月の売上高

(iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、中小企業事業については3億円、国民生活事業については6000万円を限度とし、当初3年間は基準金利⁶マイナス0.9%、4年目以降は基準金利にて、無担保で融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)となります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

2 商工中金による危機対応融資⁷

新型コロナによる影響を受け業況が悪化した中小企業の組合とその組合員に対する、商工組合中央金庫(以下「商工中金」といいます。)⁷による危機対応融資制度です。なお、後記4の特別利子補給制度を併用することで、3年間については無利子で融資を受けることができます。

(1) 中小企業向け

<対象となる中小企業者>

新型コロナの影響を受け一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

① 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者

② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者

6:令和2年4月1日現在、貸出期間5年の場合は1.11%

7:https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_04.pdf

8:また、日本公庫等との貸出額の累計が20億円以内となる必要があります。

(i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高

(ii) 令和元年12月の売上高

(iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、商工中金が、設備資金又は運転資金として、3億円を限度⁸とし、当初3年間は基準金利マイナス0.9%、4年目以降は基準金利にて、無担保で融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)となります。

(2) 中堅企業向け

<対象となる中堅企業>

新型コロナの影響を受け一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

① 最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者

② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者

(i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高

(ii) 令和元年12月の売上高

(iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、商工中金が、設備資金又は運転資金として、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)を貸出期間として、融資を行います(貸出限度額の定めはありません。)。なお、適用利率は、商工中金所定の利率であり、利子補給はありません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 日本公庫等による小規模事業者経営改善資金融資(新型コロナ関連)⁹

小規模事業者経営改善資金融資(いわゆるマル経融資)とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できる日本公庫等による融資制度です。今般の新型コロナにより、通常のマル経とは別枠の融資が設定されています。

＜対象となる小規模事業者＞

新型コロナの影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者で、商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦がある者

＜内容＞

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、通常の融資額とは別枠に1000万円を限度とし、当初3年間は特別利率¹⁰マイナス0.9%で、4年目以降は特別利率にて、無保証無担保にて融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は10年以内(うち据置期間4年以内)、運転資金の場合は7年以内(うち据置期間3年以内)となります。

4 特別利子補給制度

上記1～3により融資を受けた中小企業者(ただし、上記2(2)により融資を受けた中堅企業は除きます。)のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対し、利子補給を行う制度です。なお、令和2年度の補正予算の成立が前提となり、詳細については今後決定されます。

9: https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

10: 令和2年4月1日現在、年利1.21%

11: 小規模とは、製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下、卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下をいいます。

12: 上限額は、新規融資と既存債務との合計額となります。

＜対象となる中小企業者＞

上記1～3により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす者

- ① 個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る): 要件なし
- ② 小規模¹¹事業者(法人事業者): 売上高15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高20%減少

＜内容＞

上記要件を満たした者のうち、日本公庫等の中小企業事業については1億円、国民生活事業については3000万円、商工中金については1億円を対象債務の上限額¹²として、支払済みの利子の補給を受けることができます。ただし、利子補給を受けられるのは、借入後3年間であり、その後は所定の利子の支払が必要になります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等又は商工中金から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

また、上記1～3については、新規融資だけでなく既存債務の借換えも可能であり、利子補給の対象となります。

5 セーフティネット貸付制度(経営環境変化対応資金)

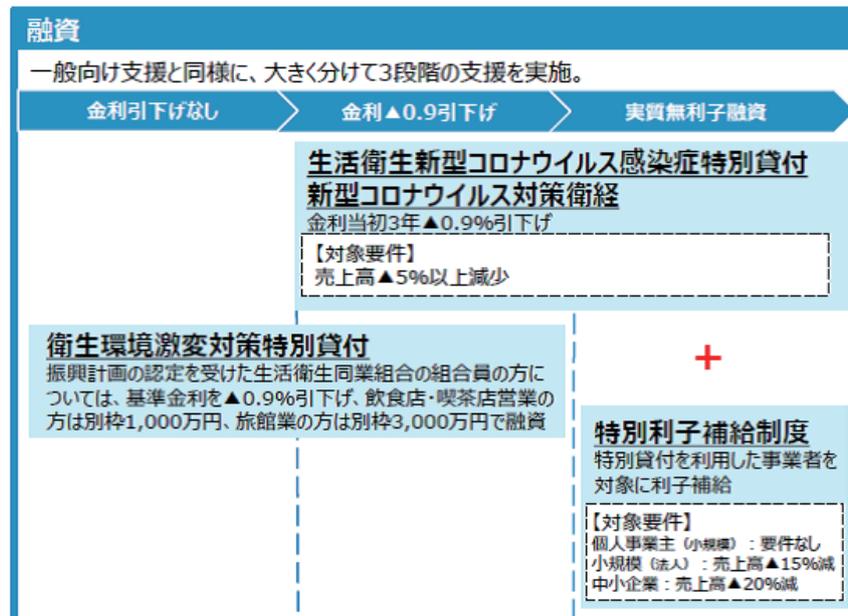
セーフティネット貸付制度とは、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少等の業況悪化を来しているものの、中期的にはその業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する日本公庫等による貸付制度です。なお、新型コロナによる利率の引き下げはありません。

2020年2月14日からは、その要件が緩和されて適用されて

います。詳細については、3月号⁰をご参照ください。

生活衛生関係の事業者¹³は、上記第3の一般の中小企業者を対象にした融資制度に加えて、以下の支援策を利用することができます。

第4 生活衛生関係の事業者向け融資制度



(出典：経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ(令和2年4月8日10:00時点版)」16頁)

1 日本公庫等による生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付¹⁴

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付とは、新型コロナによる影響により、一時的に業況悪化を来している生活衛生関係営業を営む者に対する融資制度です。

<対象となる事業者>

生活衛生関係の事業を営む者で、新型コロナの影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者

- ① 最近1か月間の売上が前年又は前々年の同期に比較して5%以上減少している
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - (i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - (ii) 令和元年12月の売上高
 - (iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、6000万円を限度とし、当初3年間は基

0(前出):事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)

13:生活衛生関係の事業者の範囲については、https://www.jfc.go.jp/n/faq/pdf/yusi_m.pdf

14:https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

準金利¹⁵マイナス0.9%、4年目以降は基準金利にて無担保で融資を行います(利下げ限度額は3000万円まで)。貸付期間は、設備資金の場合は20年以内(うち据置期間5年以内)、運転資金の場合は15年以内(うち据置期間5年以内)となります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

2 日本公庫等による生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度¹⁶

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(生活衛生改善貸付)とは、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できる日本公庫等による融資制度です。今般の新型コロナにより、通常的生活衛生改善貸付とは別枠の融資枠が設定されています。

<対象となる小規模事業者>

生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受け、常時使用する従業員が5人(旅館業及び興行場営業を営む場合は20人)以下の会社又は個人のうち、新型コロナの影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少している者

<内容>

上記要件を満たした者について、日本公庫等が、設備資金又は運転資金として、通常の融資額とは別枠に1000万円を限度とし、当初3年間は特別利率¹⁷マイナス0.9%で、4年目以降は特別利率にて、無保証無担保にて融資を行います。貸付期間は、設備資金の場合は10年以内(うち据置期間4年以

内)、運転資金の場合は7年以内(うち据置期間3年以内)となります。

3 特別利子補給制度

上記1又は2により融資を受けた事業者のうち、売上高が急減した事業者などに対し、利子補給を行う制度です。なお、令和2年度の補正予算の成立が前提となっており、詳細については今後決定されます。

<対象となる中小企業者>

上記1又は2により融資を受けた中小企業者のうち、以下の要件を満たす者

- ① 個人事業主(小規模に限る):要件なし
- ② 小規模事業者(法人事業者):売上高15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高20%減少

<内容>

上記要件を満たした者について、3000万円を対象債務の上限額¹⁸として、返済済みの利子の補給を受けることができます。ただし、利子補給を受けられるのは、借入後3年間であり、その後は所定の利子の支払が必要になります。

なお、令和2年1月29日以降に日本公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用を受けることができます。

また、上記1及び2については、新規融資だけでなく既存債務の借換えも可能であり、利子補給の対象となります。

4 衛生環境激変対策特別貸付制度

衛生環境激変対策特別貸付制度とは、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来してい

15:令和2年4月1日現在、年利1.36%

16:https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html

17:令和2年4月1日現在、年利1.21%

18:上限額は、新規融資と既存債務との合計額となります。

る生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための日本公庫等による特別貸付制度です。この制度により、新型コロナの発生に起因して一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店業及び喫茶店業を営む者については、日本公庫等から、1000万円(旅館業は3000万円)を限度として運転資金の融資を受けることができます。

詳細については、3月号⁰をご参照ください。

第5 中小企業再生支援協議会による新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール¹⁹

中小企業再生支援協議会(以下「支援協議会」といいます。)による新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは、新型コロナの影響を受けた中小企業者のうち、特に影響の大きい事業者への一層の資金繰り支援を講じるため、支援協議会が実施する事業です。

<対象となる中小企業者>

新型コロナの影響を受けて、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当する者

- ① 最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している
- ② 業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している者
 - (i) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - (ii) 令和元年12月の売上高
 - (iii) 令和元年10月から12月の平均売上高

<内容²⁰>

① 既存債務の元金返済猶予要請

支援協議会が、資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して1年間の元金返済猶予(特例リスケ)の申請をします。

② 支援協議会が、中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画の策定を支援します。複数の債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行ったうえで、債権者の合意形成をサポートします。

③ 資金繰りの継続サポート

支援協議会が、特例リスケジュール計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。

なお、支援協議会は、特例リスケ後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に、改めてリスケジュール計画を含む再生支援を実施します。

第6 連鎖倒産防止制度について

令和2年3月以降、新型コロナの発生が原因となって倒産に至る企業が増加しており、今後その数は更に増加するものと思われます。このように、売掛金債権等を有する取引先企業が倒産した場合に、連鎖倒産を防ぐことを目的とした制度もごさいます(なお、いずれも新型コロナを契機に特別に要件緩和等がされた制度ではございません。)。以下、あらためて概要をご説明いたします(いずれについても、詳細については、3月号⁰をご覧ください。)

1 セーフティネット保証1号

セーフティネット保証1号とは、民事再生手続開始の申立て等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための制度です。この制度により、所定の要件を満たした中小企業者は、信用保証協会から通常の保証限度額とは別枠で借入債務(限度額は2億8000万円)の保証を受けることができます。

0(前出):事業再生・債権管理Newsletter2020年3月号(https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagment_202003-P1-12-All20200310.pdf)

19:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.pdf>

20:以下①～③における中小企業者の費用は原則不要です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 取引企業倒産対応資金(セーフティネット貸付)

セーフティネット貸付とは、関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援する制度です。この制度により、取引先企業が事実上事業の継続が困難となったことにより経営に困難を来している者のうち、上記取引先企業に対して50万円以上の売掛金債権等を有する等、一定の要件を満たす中小企業者は、日本公庫等から、1億5000万円を限度とし、基準金利により、貸付期間を8年以内(うち、据置期間は3年以内)として運転資金の融資を受けることができます。

3 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

経営セーフティ共済の加入者のうち、所定の要件を満たした者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から、8000万円を限度として、無利子、無担保、無保証で借入を受けることができます。

21: <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

4 市区町村の倒産対応融資制度

各市区町村においても中小企業者に対して融資を行う制度が用意されており、連鎖倒産を防ぐための有効な手段の1つとなっています。具体的な内容は各市区町村によって異なりますので、各市区町村の担当部署にご確認ください。

第7 おわりに

以上のとおり、本稿脱稿時点(令和2年4月12日)における、中小企業者への資金繰り支援等を中心にご説明しましたが、今後補正予算が成立することを前提とした支援もありますし、また今後新たに支援策が策定されることも予想されます。このように刻々と変化する状況に対応するためには、経済産業省のHP等を注視していく必要があります。

また、実際に自社に各支援制度が適用されるかどうかについては、まずは相談窓口にてご相談いただく必要があります。各制度の相談窓口については、経済産業省のパンフレット等²¹にまとまっておりますので、ご参照ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

通常清算手続をご存知ですか ～会社清算の原則形態のご紹介～

土井一磨
Kazuma Doi

PROFILEはこちら



1 はじめに

読者の皆様におかれましては、「会社の清算」と聞いてと破産手続や特別清算手続を思い浮かべる方もいらっしゃるかと存じます。しかしながら、会社法が想定している会社の清算の原則形態は、通常清算手続(会社法475条)であり、破産手続や特別清算手続は債務超過等により通常清算手続を行うことができない際の特別規定となります。したがって、原則形態である通常清算手続の概要について理解しておくことは、破産手続、特別清算手続、その他の法的・私的再生手続の理解にも資するものであります。そこで、本書では通常清算手続の概要についてご紹介いたします。

2 通常清算手続の概要

(1) 通常清算手続の開始

通常清算手続は、清算手続の開始原因(会社法475条各号)¹の発生により開始します。代表的な開始事由としては定款で定めた解散事由の発生(会社法471条2号)、株主総会の決議(会社法471条3号)などが挙げられます。

(2) 通常清算手続の対象

清算手続の開始原因が存在する場合でも、清算の遂行に著しい支障をきたすべき事情があるとき又は債務超過の疑いがあるときには特別清算手続²に、破産手続の開始原因(債務超過、支払不能)が認められる場合には破産手続に、それぞれ移行される可能性があります。

したがって、通常清算手続の対象となるのは、原則として、清算手続開始原因が発生した法人であって、債務超過及び支払不能の状態にない法人となります。

(3) 清算業務

清算手続が始まると当該法人は清算法人として清算目的の範囲内で存続することとなり、清算人によって、①現務の終了、②債権の取立、③債務の弁済、④残余財産の分配がなされます。これらの全てが終了することにより清算手続の目的は達せられ、清算終了となります。

3 通常清算手続のスケジュール

以下のような株式会社を例にとり、通常清算手続の流れを紹介いたします³。

【株式会社A製菓】

- ・和菓子の製造販売を営む創業60年の株式会社(非公開会社)
- ・三代目である現代表取締役B氏とその親族が役員を務める親族経営
- ・創業以来黒字経営を続けてきたが、近年は売上減少が著しくここ数年は赤字経営
- ・現代表取締役であるB氏は既に高齢であり、第三者への事業承継も検討したものの、事業としての採算が見込めないこともあって後継者が見つからず、廃業を決意
- ・従業員20名

1: 会社法所定の法人については、会社法475条以下に規定がありますが、その他の法人については、特別法(一般社団法人法206条、医療法55条、社会福祉法46条、宗教法人法44条、私立学校法50条など)に個別の定めがあります。

2: 特別清算手続の対象となるのは株式会社のみです。

3: 本書で紹介するのは一例であり、清算スケジュールについては個別事情に応じて検討する必要があることにご留意ください。

- ・事業所は、事務所兼工場(所有不動産)のほか、直営店舗が3軒(賃貸不動産)
- ・直営店舗での小売りの他に、インターネット通販での販売や百貨店への納品もあり
- ・資産超過

(1) 解散決議の前に

廃業を決意したB氏は、取引先に対してA製菓を廃業する旨を通知し新規の受注を停止した。また、従業員に対しても廃業する旨を説明し、解雇予告を行った。加えて直営店舗の賃貸人に対して賃貸借契約の解除通知を発送した。

〈解説〉

解散決議がなされると当該会社は清算目的の範囲内で存続することになります。また、後述するように清算会社は清算の開始後、遅滞なく2か月以上の期間を定めて債権申述の公告を行わねばならず、当該期間内には原則として債務の弁済(買掛金、解雇予告手当、退職金、明渡費用等の支払い)をすることができません。また、受注済みの商品の製造出荷や賃貸不動産の明渡しのために清算期間が長引けば長引くほど、清算手続に費用を要することとなり最終的な残余財産が減少してしまいます。

したがって、解散決議を行う前の段階で、出来る限り契約関係の清算を行うことが望ましいと言えます。もちろん、何らかの事情により解散決議を急ぐ場合もあるため、これらの事前準備については必ずしも行わなければならないものではありません。

(2) 株主総会における解散決議、清算人の専任等

B氏は、取締役会決議を経て、株主総会を開催し、①A製菓を解散すること、②B氏を清算人に選任することを決議した。

〈解説〉

解散決議には、株主総会における特別決議が必要になりま

す(会社法471条3号、309条11号)。清算人には取締役、定款で定める者又は株主総会決議によって選任された1名又は2名以上の者が選任されます。定款に定めがある場合には、清算人会が設置されることになります。

(3) 解散及び清算人就任の登記、廃業届、確定申告

清算人に就任したB氏は、司法書士に依頼してA製菓の解散及び自身の清算人就任についての登記申請を行った。A製菓は食品衛生法に基づく各種営業許可を受けていたことから、同登記が完了したのちにB氏は、所轄保健所に対して廃業届を提出したほか、所轄税務署、都道府県税事務所及び市町村に対しても廃業届を提出した。更に顧問税理士に、解散日時点の財産目録及び貸借対照表の作成、解散事業年度の確定申告の準備を依頼した。

〈解説〉

株主総会において解散及び清算人の選任に決議がなされた場合、2週間以内に、その旨の登記を行う必要があります(会社法926条)。また、同登記の完了後、税務署等に対して廃業届を提出しなければなりません。

清算人は、就任後、遅滞なく、清算会社の財産目録及び貸借対照表を作成し、株主総会の承認を受ける必要がある(会社法492条1号、3号)ほか、株主総会の承認を受けた後2か月以内に、解散事業年度の確定申告及び納税を行う必要があります(法人税法74条)。そのため、事業年度末が迫っている場合には、事業年度末日に解散決議を行うことも考えられます。

(4) 債権申述の公告及び知れている債権者に対する個別催告

B氏は、A製菓が解散した旨及び債権者に対して2か月以内にA製菓に対する債権を申し出ること、当該期間内に申出がなかった場合には清算から除斥される旨の官報公告を行った。また、A製菓の仕入れ先等、債権者として認識してい

る者に対して債権を申出するよう通知書を送付した。

<解説>

清算会社は、清算の開始後遅滞なく、債権者に対して2か月以上の期間を定めて債権の申述をするよう官報公告をしなければなりません。また、知っている債権者に対しては個別に催告を行わなければなりません(会社法499条)。

上記期間中清算会社は、原則として債務の弁済をすることができず、かつ、この期間内に履行期が到来した債務について債務不履行責任を免れません(会社法500条1項)⁴。したがって、未払い債務の弁済や上記(3)の解散事業年度の確定申告及び納税に際しては、上記弁済禁止期間に留意する必要があります。

(5) 財産の換価、債務の弁済、残余財産の分配

B氏は、売掛先に連絡して未収となっていた売掛金を回収した。また、A製菓が事務所兼工場として使用していた所有不動産及び工場設備一式を知り合いの同業者に売却し、代金を受領した。加えて、直売店舗として賃借していた不動産の明渡しを行い、敷金の返還を受けた。そのほか、B氏はA製菓の資産を全て現預金に換価した。

B氏は2か月の債権申述期間が終了したのち、申述のあった債権の総額が清算法人の保有する現預金の額を下回っていたことを確認したのち、債権者に対して債務を全額弁済した。

B氏は、債務の弁済後、残余財産(現預金)を保有株式数に応じて、株主に分配した。

<解説>

清算人は清算の開始後、財産の換価、債務の弁済、残余財産の分配を順次行います。これらの清算事務が1年以上に亘る場合には、清算人は1年ごとに清算事務年度ごとの貸借対照表の作成及び事務報告を作成し、株主総会において承

認を受け、報告しなければなりません(会社法497条)。また、清算事務年度ごとに確定申告及び納税も行う必要があります(法人税法74条)。

清算手続の中で、債務超過の疑いが生じた場合、清算人には特別清算の申立義務があるため(会社法511条2項)、資産超過であることを確認したうえで債務の弁済を行う必要があります。

(6) 清算事務の結了、登記

残余財産の分配を終え清算事務が結了したため、B氏は顧問税理士に依頼して決算報告を作成し、株主総会の承認を受けた。その後、司法書士に依頼して清算結了の登記を行い、登記完了後、所轄税務署、都道府県税事務所及び市町村に対して清算結了の届出を行った。

<解説>

清算事務の完了後、清算人は決算報告を作成し株主総会の承認を受けたのち、2週間以内に清算結了の登記を行わねばなりません(会社法507条、929条)。

4 結語

通常清算手続の概要は以上のとおりとなります。通常清算手続の場合、破産手続や特別清算手続と異なり裁判所の監督下で手続が進行しないことから、思わぬところで法令違反となる危険性があり、その場合清算人は任務懈怠に基づく損害賠償責任(会社法486条1項)を負う可能性があります。また、残余財産を最大化するためには迅速かつ円滑な清算手続の進行が必要になります。そのため、事業の廃止を検討する場合や、取引先等が廃業するとの情報に接した場合には、本書を参照していただくとともにご不明点がございましたら、いつでもお気軽にお問い合わせいただけますと幸いです。

4: 例外的に裁判所の許可を得て弁済を行うことができる場合については会社法500条2項に規定されています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

担保設定を受けることはできたが・・・

～和歌山地裁令和元年5月15日判決にみる危機時期における担保設定による否認リスクについて～

立村達哉
Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら



第1 はじめに

ご存知のとおり、取引先の企業について破産手続が開始した場合は、原則的に弁済を受けることはできません。さらには、弁済や担保の設定が破産手続開始前に行われたものであっても、破産手続開始後に破産管財人に否認されることがあります。

どのような場合に破産管財人から否認されるリスクがあるのかを事前に分析・理解しておくことで、有事の際の適切な判断・対応が可能となります。

本件事案は、具体的にどのような場合に担保設定が否認されるのか、参考となる事例ですので、ご紹介させていただきます。

第2 否認権とは

1 否認権の制度とは

否認権の制度とは、破産者が破産手続開始前の危機時期に行った債権者全体の利益を害する又は債権者間の公平を害する行為の効力を否定して、破産者の財産を原状に復させる制度です。

否認には、大きく分けて、詐害行為否認及び偏頗行為否認という2つの類型があります。本事例で問題となった偏頗行為否認とは、特定の債権者に対する弁済のように、債権者平等に反する行為を偏頗行為否認といいます。

2 偏頗行為否認の対象となる行為とは

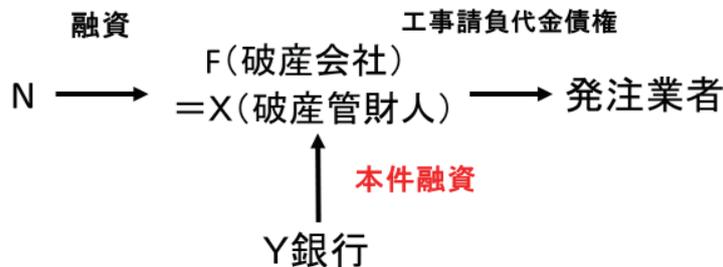
偏頗行為否認の対象となるのは、「支払不能」になった後

又は「破産手続開始申立て後」の「偏頗行為」です(破産法162条1項)。「偏頗行為」とは、弁済等の債務を消滅させる行為のほかに、「担保の供与」すなわち債権者に対して自己の所有物について担保権を設定する行為も含まれます。

3 同時交換的取引の例外

偏頗行為否認の対象となるのは、破産手続開始前の危機時期の時点で「既存の債務」についてなされた、弁済等の債務を消滅させる行為や担保権を設定する行為であり、「新たに負担した債務」についてなされた行為は、偏頗行為否認の対象となりません(破産法162条1項柱書括弧書参照)。これを、同時交換的取引の例外といいます。典型的な例としては、破産者が、破産手続開始前の危機時期に、新たに商品の発注を受けて売掛金を取得し、その担保のために担保権を設定する場合や、かかる売掛金を弁済する場合は挙げられます。否認権は債権者全体の利益を害する行為又は債権者間の公平性を害する効力を否定する制度ですが、債権者が危機時期に自ら支出して破産者の財産を増加させたのであれば、その増加分について弁済を受けたり担保の設定を受けたりしても、その行為は他の債権者の利益を害する行為とはいえないからです。ただし、担保が、新たな取引から生じる売掛金債務のみでなく、既に発生していた売掛金債務をも対象とするものであれば、当該担保設定行為のすべてが否認の対象になる場合があります。

第3 事案の概要



今回ご紹介する判決は、破産会社とそのメインバンクとの間で行った、貸付金債務の弁済及び追加融資の際の譲渡担保権の設定が、破産管財人の否認権行使の対象になるかが判断された事案です。本稿では、特に、同時交換的取引の例外の該当性に関する裁判所の判断に重点を置いて、ご説明します。

1 当事者

Fは、主な取引先銀行をY銀行とし、建設業を営む会社でした。Fは、毎月、Yに対し、当月分および翌月分の日繰表を提出しており、Yは、これにより、Fの資金繰りの状況を把握していました。

2 FとYとの間の融資契約

FとYとの間で行われていた融資取引の中には、Fの受注工事に関連付けて行われるものがあり、その内容は以下のとおりです。

- ・ 工事に関連した貸出は手形貸付の方法で実行され、支払期日は借入申込書の返済日と同一日とする。
- ・ Fが工事代金を受領したときは、手形の支払期日とは無関係に、原則として受領日当日、若しくは、遅くとも数日以内に工事に関連した貸出の弁済に充てる。
- ・ 工事代金の支払のため手形を受領したときは遅滞なくY

から手形割引を受けて現金化する。

- ・ 工事遅延等のため手形の支払期日までに工事代金を受領できないときは、Yに対して入金予定日、返済予定日の変更申込書を提出して支払期日を書き換える。

3 時系列

- ① 平成26年7月18日：Fは、N銀行から3000万円の融資を受けた（なお、弁済期である平成27年3月31日までに返済することができなかった。）。
- ② 平成27年6月2日まで：Fは、Yから合計5口（合計2億100万円）の工事に関連した貸出を受けた。
- ③ 平成27年6月上旬頃：FがYに対し日繰表を提出した。同月分の日繰表では、同月30日の支払について約6648万円の資金不足が見込まれていた。
- ④ 平成27年6月30日：Yは、Fに対し、返済期日を同年7月30日と定めて手形貸付の方法で6800万円を貸し付けた。
- ⑤ 平成27年7月9日から同月28日まで：Fは、Yに対し、数日以内に受領した工事代金を原資に、上記②の貸付に対して合計8847万6228円を弁済した。
- ⑥ 平成27年7月中旬頃：Fは、Yに対し同月分の日繰表を提出した。当該日繰表によれば、同月31日の支払について約8370万円の資金不足が見込まれている一方、同表の同

月30日欄には本件融資の弁済金6800万円が計上されていなかった。

⑦ 平成27年7月17日:Fは、Yとの間で、以下の契約を締結した。

- ・ Fが有する債権の質権設定契約。被担保債権欄には、「債権証書日付」が平成27年6月30日、「債権額」が「元本額」6800万円と表示されている。

- ・ Fが取得する工事請負代金債権の譲渡担保設定契約及びF所有の動産の譲渡担保設定契約。なお、契約書には、YがFに対し「現在及び将来有するいっさいの債権」を被担保債権とする根担保であるとの記載あり。

⑧ 平成27年7月24日:Yは、Fに対し、新規工事の受注がなければ融資が難しいことを伝えた。

⑨ 平成27年7月28日:本件各担保契約について、それぞれ登記が経由された。

⑩ 平成27年12月26日:Fは、破産の申立てを行った。

⑪ 平成28年1月18日:Fに対する破産手続開始決定がなされた。

第4 争点

Xは、上記⑤の弁済、上記⑦の各担保設定契約について否認権を行使して原状回復等を求めるための各請求をしたところ、本件では主に、Fが平成27年7月24日時点で「支払不能」であったかという点(以下「争点1」といいます。)及び上記⑦の各担保設定契約は同時交換取引の例外に該当するか(以下「争点2」といいます。)が争点となりました。

第5 裁判所の判断

1 争点1について

裁判所は、まず、(1)Fが、平成27年6月30日に、Yから6800万円の本件融資を受けたことによって、Fは一般的な取引債務の月末支払を行うことができたものの、本件融資についてその支払期限である同年7月30日までに返済原資を調

達する具体的な見通しはなかったこと、(2)Fが同月中旬頃にYに提出した日繰表では、本件融資の返済分を無視しても、同月31日の支払について約8370万円の資金不足が予想されていたこと、(3)Yは、同月24日、Fに対し、本件融資のような特例的な融資は実施しないことを明確に表明したこと、(4)FがY以外の金融機関から融資を受ける見込みは、少なくとも同月時点でなくなっていたことを認定しました。

そのうえで裁判所は、Fは、平成27年7月24日の時点で、同月31日の資金不足による事業停止を回避できないことが確定的となり、その結果、既に遅滞に陥っていたN銀行に対する約3000万円もの借入金債務について、支払能力を回復する見込みも失ったものとし、Fは、同月24日をもって、支払不能に至ったと判断しました。

2 争点2について

(1) 「既存の債務」か「新たな債務」か

平成27年6月30日に本件融資がなされてから、同年7月17日に担保設定契約が締結されるまで期間が空いたことから、担保の供与が「既存の債務」ではなく「新たな債務」についてなされたものなのかが、まず問題となりました。

この点に関し、裁判所は、「既存の債務」について、「対抗要件具備に至る経過等に照らして、被告が一般債権者としての信用リスクを負うことを、一時的にでも受忍したものと評価される場合に限って、既存の債務についてされた担保の供与に当たると評価するのが相当と解される。」との基準を示しました。

そして、裁判所は、担保目的物である不動産及び保険契約については合理的な期間内に対抗要件が具備されていることなどを考慮し、Yが必要な手続を合理的な理由なく遅滞していたとは認めがたく、Yが本件融資について一般債権者としての信用リスクを負うことを、一時的にでも受忍したということとはできず、本件融資に関する部分は既存の債務ではなく新たな債務についてされた担保の供与であると認定しました。

(2) 新たな債務と既存の債務の双方を担保する場合の否認の範囲

担保設定契約において、「現在及び将来有する一切の債権」が被担保債権とされており、本件融資という新たな債務のみでなく既存の債務も担保されていることから、そのような場合に担保設定行為全体が否認されるかが問題となりました。

裁判所は、新たな債務と既存の債務の双方を担保している場合の取扱いに関し、新たな担保設定行為が、新たな債務と既存の債務の双方を担保している場合については、新たな債務に関する担保設定と既存の債務に対する担保設定が一体として区分できない場合には全て否認の対象になるが、区分できる場合には既存の債務に係る部分のみが否認の対象になるとの判断基準を示しました。

そして、裁判所は、本件においては、否認の効果によって、各担保設定契約の被担保債権が本件融資に限定されると解釈すれば、新たな債務に関する担保設定と既存の債務に対する担保設定に区分することは可能であるとして、各担保設定契約については、一部否認が認められるのが相当であると判示しました。

裁判所は、以上を前提にFの請求の当否について検討し、Fの請求は、新たな債務に関するものであるから、否認の対象にはならないとしました。

第6 検討

1 争点1について

「支払不能」については、弁済能力の欠乏は「一般的」でなければならぬとされています。ここでいう一般的とは、総債務の弁済について債務者の資力が不足しているという意味であって、特定の債務についてのみ弁済を行っていても、総債務についての弁済能力が欠ければ、支払不能に当たります。¹

1: 伊藤眞『破産法・民事再生法』(第4版)114頁。

本件では、平成27年3月末以降のN銀行に対する借入金の返済を怠っていたものの、その他の債務についてはなお履行を継続しており、また、Yによる返済期日を1カ月後とする本件融資によって同月末の資金不足はいったんは回避されていました。しかし、F作成の日繰表では同年6月末時点で資金不足が見込まれ、また、同年7月末時点で再度資金不足が見込まれていた中で、同月24日にYから新規融資を拒否されたことをもって、支払不能が認定されました。

着目すべきポイントは、平成27年7月24日にYから新規融資を拒否された時点で支払不能が認定されたことです。すなわち、特定の債務について弁済は継続できている、本件における新規融資の拒否のような事情があれば、総債務についての弁済能力が欠けるとして支払不能が認定されることもありますので、金融機関においては、新規融資を拒否するタイミング等についても注意が必要となる場合もあります。

2 争点2について

本判決は、同時交換的取引の例外について、新たな債務に対する担保設定と既存の債務に対する担保設定とを区別できれば、新たな債務に対する部分に限って同時交換的取引として否認を免れるが、一体として区分できない場合には同時交換的取引とは認められないとの基準を立てたうえで、本件においては、本件融資に関する部分と既存の債務に対する部分とを区別することが可能であると判断しました。

ただし、本判決の理由付けからは、具体的にいかなる場合に、新たな債務に対する担保設定と既存の債務に対する担保設定とを区別することが可能と考えられるのかが明確ではないことから、取引先の危機時期において、新たな債務について弁済又は担保設定を受けるには、契約書等において、どの部分に対する弁済又は担保設定なのかを区別できるようにして行うことが必要と考えられます。

3 まとめ

以上のとおり、本判決は、支払不能の認定時期及び同時交換的取引該当性について、具体的な事実認定に即した検討がなされており、実務的意義を有することから、紹介した次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】